(3) 専門調査員会及び調査員について・・・・・・・・・P. 1

令和7年度千葉県教科用図書専門調査員候補者

特別支援教育(12名)

爿	地域		氏名		ふりがな		職名	所	属	備考
葛		南	林田	香子	はやしだ	きょうこ	教諭	習志野市立第	五中学校	
東	葛	飾	日口	祥子	やまぐち	さちこ	校長	柏市立富勢東	「小学校	座長
北		総	深澤	朱美	ふかさわ	あけみ	教諭	佐倉市立白銀	引学校	
東	上	総	藤原	杏子	ふじわら	きょうこ	教諭	大網白里市立	大網東小学校	
南	房	総	皆平	美佳	みなひり	らみか	教諭	市原市立ちは	はら台桜小学校	
千	葉	井	小出	典子	こいで	のりこ	教諭	千葉市立都賀	『の台小学校	
県:	立 特	支	小川	瑞季	おがわ	みずき	教諭	千葉県立千葉	盲学校	
県:	立 特	支	花俣	芙美子	はなまた	ふみこ	教諭	千葉県立千葉	聾学校	
県:	立 特	支	松田	大治	まつだ	だいち	教諭	千葉県立八千	代特別支援学校	
県:	立 特	支	安藤	慈子	あんどう	やすこ	教諭	千葉県立袖ケ	浦特別支援学校	
県 :	立 特	支	髙橋	敬子	たかはし	けいこ	主幹教諭	千葉県立仁戸	名特別支援学校	
教	育	庁	和田	志門	わだ	しもん	指導主事	教育庁特別支	援教育課	

別紙様式1

令和7年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所

氏 名

承 諾 書

私は教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者または、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しないまでも、特定の教科書発行者と関係を有する者に該当しませんので、千葉県教科用図書選定審議会委員に就任することを承諾します。

(説明)

「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者または、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しないまでも、特定の教科書発行者と関係を有する者」とは、例えば次に掲げる者をいう。

- 1 教科書発行者の役員及び従業員並びにそれらの配偶者及び三親等内の親族。
- 2 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるかを問わず、事実上教科書発行者の 事業の運営に重要な影響を有する者。
- 3 教科用図書著作編集関係者及び教師用指導書の執筆者。 (事実上、著作編集・執筆に参加した者を含む)
- 4 3の著作編集関係者等が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者。
- 5 教科用図書の供給の事実を行う者及びその従業員。
- 6 教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・ 編集活動に一定の協力を行った者。
- 7 教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、時期及び名目の如何を問わず、 教科書発行者または、第三者を通じて、金銭や物品、労務の提供、餐応その他 の利益を供与された者。

別紙様式2

令和7年 月 日

千葉県教育委員会 様

住 所

氏 名

誓 約 書

私は教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者または、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しないまでも、特定の教科書発行者と関係を有する者に該当しないことを誓約します。

(説明)

「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者または、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しないまでも、特定の教科書発行者と関係を有する者」とは、例えば次に掲げる者をいう。

- 1 教科書発行者の役員及び従業員並びにそれらの配偶者及び三親等内の親族。
- 2 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業 の運営に重要な影響を有する者。
- 3 教科用図書著作編集関係者及び教師用指導書の執筆者。 (事実上、著作編集・執筆に参加した者を含む)
- 4 3の著作編集関係者等が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者。
- 5 教科用図書の供給の事実を行う者及びその従業員。
- 6 教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・ 編集活動に一定の協力を行った者。
- 7 教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、時期及び名目の如何を問わず、教科書発行者または、第三者を通じて、金銭や物品、労務の提供、餐応その他の利益を供与された者。